

産業廃棄物収集運搬業許可申請の手引

(許可申請・届出 編)

産業廃棄物収集運搬業

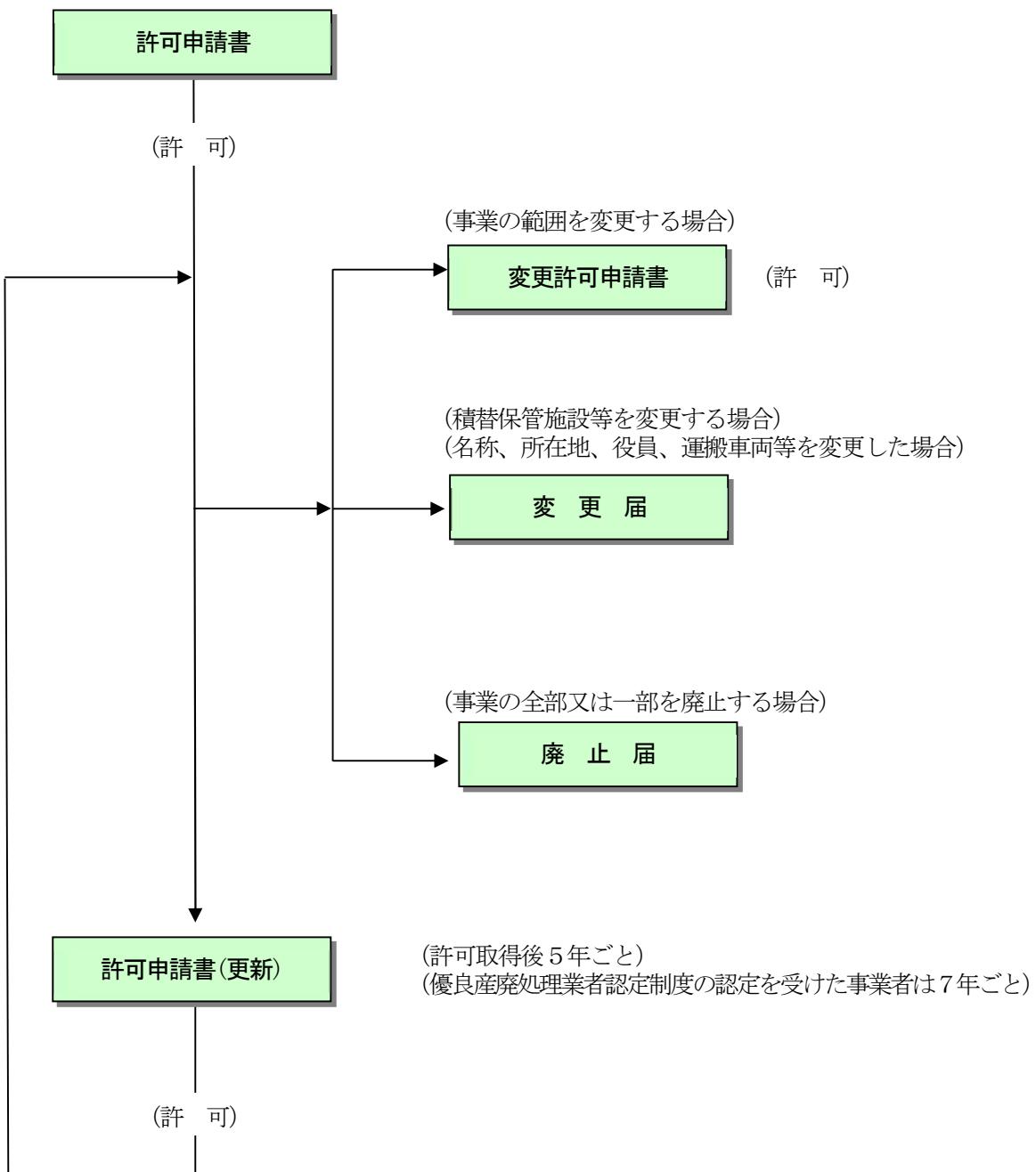
特別管理産業廃棄物収集運搬業

令和 5 年 4 月 改訂

長野市環境部廃棄物対策課

申請・届出等及び許可取得後のフロー

許可を取得する場合や、許可取得後に生じる変更等の事項については、下記のような手続が必要になります。



※ 許可申請、変更許可申請、変更届において事業計画協議が必要な場合があります。詳しくは「積替保管の手引（収集運搬業・再生輸送業編）」を参照してください。

申請・届出等にあたっての留意点

1 申請書等提出先

許可申請書等は、長野市内で積替えを含む収集運搬業を行おうとする場合、又は、**長野市内でのみ**収集運搬業を行おうとする場合に、長野市環境部廃棄物対策課へ提出してください。

長野市内で積替えを行わず、かつ、長野県内で長野市の区域を超えて収集運搬業を行おうとする場合は、長野県知事の許可を受けてください。

2 提出部数

許可申請書等の提出部数は、1部です。（申請者控え分除く。）

3 申請手数料

許可（更新許可・変更許可を含む。）申請には、申請手数料が必要となります。廃棄物対策課窓口にて、現金でお支払いください。申請手数料の額は次のとおりです。（令和3年4月1日現在。長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第10号））

・産業廃棄物収集運搬業 新規許可	81,000円
・産業廃棄物収集運搬業 変更許可	71,000円
・産業廃棄物収集運搬業 更新許可	73,000円
・特別管理産業廃棄物収集運搬業 新規許可	81,000円
・特別管理産業廃棄物収集運搬業 変更許可	72,000円
・特別管理産業廃棄物収集運搬業 更新許可	74,000円

4 申請書等の形式

申請書等は、日本工業規格A列4番（図面等については、A列4番に折り込み）とします。

5 許可申請書等の提出について

（1）産業廃棄物収集運搬業

ア 産業廃棄物収集運搬業許可申請書

収集運搬業を行おうとする者は、「産業廃棄物収集運搬業許可申請書」（様式8）に表1の書類を添付して申請してください。

なお、積替保管施設を設置又は変更しようとする者は、事前に事前確認及び事業計画協議（事業計画協議が不要の場合にあっては、事前確認のみ）を行ってください。

（表1）産業廃棄物収集運搬業許可申請書添付書類

添付書類	備考
（1）事業計画の概要を記載した書類	<input type="radio"/> 様式14-1～14-4 ア 事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。以下同じ。）を扱う場合はその旨）及び運搬量等 イ 運搬施設の概要 ウ 収集運搬業務の具体的な計画 エ 環境保全措置の概要
（2）事業本拠地の所在を示す略図	<input type="radio"/> 所在地周辺の案内図（住宅地図のコピー可）

添付書類	備考
(3) 運搬車両、容器の概要を示す書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車検証の写し（車検の有効期間内であること） 電子車検証が発行されている場合は、車検の有効期間が記載されている「自動車検査証記録事項」を添付 (車検証の名義が申請者ではない場合、申請者が車両を使用する権原を有することを証する書類、操作担当者表、操作担当者の雇用証明書を添付) ○ 車両のカラー写真（様式16） <ul style="list-style-type: none"> ア ナンバープレートの文字が判読できること イ 産業廃棄物の収集運搬車に係る表示が確認できること ○ 運搬容器の写真（様式17）、構造図等 産業廃棄物の種類ごとに適切な容器を用いること
(4) 積替保管施設の概要を示す書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積替保管施設の概要（様式15-1～2） ○ 敷地内の配置図 ○ 施設の構造を明らかにする各種図面及び写真 ○ 積替保管施設周辺の案内図（住宅地図のコピー可） ○ 不動産登記の登記事項証明書及び公図の写し※1 (申請者が所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写しも添付)
(5) 駐車場の概要を示す書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車場周辺の案内図（住宅地図のコピー可） ○ 不動産登記の登記事項証明書及び公図の写し※1 (申請者が所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写しも添付)
(6) 業務を行うに足りる技術的能力を有することを説明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（収集・運搬課程）」の修了証の写し※2
(7) 経理的基礎を有することを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式18） ○ 申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書※3、4、株主資本等変動計算書、個別注記表（有価証券報告書でも可）及び直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））※1 ○ 申請者が個人である場合、資産に関する調書（様式19）、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））※1 ○ 次期への繰越損失がある場合等※3は、長期的財務計画書（様式20）、又はその他必要な書類
(8) 定款、登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者が法人である場合、定款又は寄付行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書※1（新規許可申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」とする。有価証券報告書でも可） ○ 法定代理人が法人である場合、当該法人に係るもの（上記のとおり）
(9) 申請者が廃棄物処理法第14条第5項第2号イからヘに該当しない者であることを誓約する書面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誓約書（様式25） 次に掲げる者が廃棄物処理法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・申請者 ・法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む） ・役員（監査役、相談役、顧問、理事、監事等） ・発行済株式総数の5%以上を所有する株主又は出資金総額の5%以上を出資する者（以下「株主等」という。） ・廃棄物処理法施行令第6条の10に規定する使用人（以下「使用人」という。）

<p>(10) 住民票の写し、後見等登記事項証明書等※¹ (住民票の写し等の提出の省略については、7の説明をご覧ください。)</p> <p>(11) 事業の範囲に「P C B」又は「P C B汚染物等」を含む場合</p> <p>(12) 特別管理産業廃棄物に係る積替保管施設を設置する場合、積替保管する特別管理産業廃棄物の性状を記載した書類</p> <p>(13) 関係法令に基づく手続きが完了していることを証する書類</p> <p>(14) 許可証等</p> <p>(15) 連絡先</p> <p>(16) その他市長が必要と認める書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に掲げる者について提出すること <ul style="list-style-type: none"> ・申請者 ・法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む） ・役員（監査役、相談役、顧問、理事、監事等） ・株主等 ・使用者 ○ 株主等が法人である場合、商業・法人登記の登記事項証明書※¹ ○ 後見等登記事項証明書は、成年被後見人又は被保佐人の登記がされていないことを証明したもの（別紙1参照） ○ 運搬容器の構造図 ○ 連絡設備等の概要を記載した書類 ○ 事故時における応急措置設備等の概要を記載した書類 ○ 計量証明等（明らかに有害物を含まない場合は、その旨を記載した書類） ○ 農地法、建築基準法、消防法等の手続きが完了していることの証明書 ○ 積込元又は積卸し先自治体の収集運搬業許可証の写し ○ 事業所の連絡先及び申請についての問合せ先（様式28）
--	---

※1 住民票の写し、後見等登記事項証明書（別紙1参照）及び商業・法人登記の登記事項証明書又は履歴事項全部証明書等公的機関が交付する証明書等は、申請日前3か月以内に発行されたものを添付してください。なお、住民票の写しは本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のあるものを添付してください。

※2 講習会修了証の写しの有効期限について

（ア）新規許可申請の場合

申請日前5年以内の新規課程修了証の写し。ただし、既に他の自治体の同種の許可を有している場合は、申請日前2年以内の更新課程修了証の写しでも可。

（イ）更新許可申請の場合

許可の有効期限前2年以内の更新課程修了証の写し、又は許可の有効期限前5年以内の新規課程修了証の写し（ただし、新規又は更新許可申請に係る許可証交付時に、上記年数を経過するおそれがあるときは、新たに講習会を受講していただく場合があります。）

（ウ）変更許可申請の場合

直近の新規又は更新許可申請に添付した修了証の写し、又は直近に受講した講習会の修了証の写し

（注）次に掲げる者が、講習会を修了した者であることが必要です。

- ・申請者が法人である場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者で、廃棄物の収集運搬等の業に係る契約を締結する権限を有する者
- ・申請者が個人である場合は、当該者又は長野市内にある事業場の代表者

講習会の詳細については（公財）日本産業廃棄物処理振興センターにお問い合わせください。

ホームページ <https://www.jwnet.or.jp/> 電話番号 03-5275-7115

※3 次のいずれかに該当する場合は「長期的財務計画書」（様式20）を添付し、①～③の全てに該当する場合は「長期的財務計画書」に加えて、経理的基礎の有無を客観的に判断する資料として中小企業診断士等による診断書を添付してください。

- ①次期への繰越損失がある
- ②3年間の平均経常損益が赤字、かつ、直前期の経常損益が赤字
- ③債務超過（直前期）

※4 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください）、納税証明書及び今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式20を参考）を提出してください。

公的機関の証明書の原本写しの提出について

公的機関の証明書（商業・法人登記の登記事項証明書等）の提出は原則原本としますが、原本写しをもつて替えることができます（この場合必ず原本を持参又は送付してください。）。

イ 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請について

産業廃棄物収集運搬業の事業範囲を変更する場合は、「産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」（様式9）に表1の書類を添付して申請してください。

現在、収集運搬業の許可を取得していて、新たに積替保管施設を設置する場合は、変更許可申請を行う前に事業計画協議制度に基づく手続きが必要です。（詳細は、「積替保管の手引（収集運搬業・再生輸送業編）をご覧ください。）

ウ 産業廃棄物収集運搬業更新許可申請について

産業廃棄物収集運搬業の許可は、許可日から5年に限り有効です（優良産廃処理業者認定制度の認定を受けた事業者は7年）。それ以降も業を行う場合は、許可の更新手続が必要ですので、許可期限の概ね2か月前までに、「産業廃棄物収集運搬業許可申請書」（様式8）に表1の書類を添付して申請してください。

なお、石綿含有産業廃棄物の取扱いについては、長野市ホームページ「石綿含有産業廃棄物の取扱いについて」をご覧ください。

エ 産業廃棄物処理業変更届について

表2の各事項に変更が生じたときは、変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に「産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書」（様式10）に、変更した事項に係る同表に掲げる書類を添付して提出してください。届出の期限を経過した場合は、「遅延理由書」を添付してください。

なお、積替保管施設の変更については、事前に「（特別管理）産業廃棄物収集運搬業事前確認依頼書」（様式7）の提出が必要になります。

（表2）産業廃棄物処理業変更届添付書類

変更内容	添付書類
氏名、名称及び組織の変更	<ul style="list-style-type: none">○ 申請者が法人である場合、定款又は寄付行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の履歴事項全部証明書^{※1}（変更履歴の分かるもの）○ 申請者が個人である場合、住民票の写し^{※1}
住所の変更 (主たる事務所の所在地)	<ul style="list-style-type: none">○ 申請者が法人である場合、商業・法人登記の履歴事項全部証明書^{※1}（変更履歴の分かるもの）○ 申請者が個人である場合、住民票の写し^{※1}○ 所在地周辺の案内図（住宅地図のコピー可）

変更内容	添付書類
役員等の変更	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 役員変更に係る新旧対照表（様式23）、又は株主又は出資者に係る新旧対照表（様式24） <input type="radio"/> 商業・法人登記の履歴事項全部証明書※1（変更履歴の分かるもの） <以下、新任者のみ> <input type="radio"/> 法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む）、役員（監査役、相談役、顧問、理事、監事等）、株主等及び使用人の住民票の写し並びに後見等登記事項証明書※1 (法人の場合は商業・法人登記の登記事項証明書※1) <input type="radio"/> 誓約書（様式25）
事務所等の所在地の変更	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 所在地周辺の案内図（住宅地図のコピー可）
駐車場の変更	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 駐車場周辺の案内図（住宅地図のコピー可） <input type="radio"/> 不動産登記の登記事項証明書及び公図の写し※1 (申請者が所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写し添付)
収集運搬車両の変更	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 運搬施設の概要（様式14-2） <input type="radio"/> 新規車両の車検証の写し及び車両のカラー写真（様式16） 電子車検証が発行されている場合は、車検の有効期間が記載されている「自動車検査証記録事項」を添付 (車検証の名義が申請者ではない場合、申請者が車両を使用する権原を有することを証する書類、操作担当者表、操作担当者の雇用証明書を添付)
運搬容器の変更	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 運搬施設の概要（様式14-2） <input type="radio"/> 運搬容器の写真（様式17）、構造図等
積替保管施設の変更 (所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限、省令第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 積替保管施設の概要（様式15-1～2） <input type="radio"/> 敷地内の位置図 <input type="radio"/> 施設の構造を明らかにする各種図面及び写真 <input type="radio"/> 積替保管施設周辺の案内図（住宅地図のコピー可） <input type="radio"/> 不動産登記の登記事項証明書及び公図の写し※1 (申請者が所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写し添付)

※1についてはP. 4を参照してください。

オ 廃止届について

事業の一部を廃止する場合は、「産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書」（様式10）に一部廃止後の事業計画を記載した書類を添付のうえ、事業の一部廃止の日から10日以内に提出してください。

事業の全てを廃止する場合は、「産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書」（様式10）に許可証を添付のうえ、廃止の日から10日以内に提出してください。

(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業

必要な手続は、産業廃棄物収集運搬業の場合と同様です。

ただし、提出する申請書等の様式は、「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書」（様式11）、「特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」（様式12）、「特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書」（様式13）になります。

また、積替保管施設を設置する場合等は、許可申請等を行う前に事業計画協議制度に基づく手続きが必要です。（詳細は、「積替保管の手引（収集運搬業・再生輸送業編）をご覧ください。）

6 添付書類の省略について

変更又は更新許可申請時に、過去の許可申請等において提出された書類であってその内容に変更がない場合、表3の書類の一部の提出を省略することができます。その際は、「添付書類の省略について」（様式21）を併せて提出してください。

(表3) 添付書類の省略

申請区分	省略できる書類の番号（表1参照）
・変更許可	(2)～(5)、(10) ^{※1} 、(13)
・更新許可	

※1 下記7により許可証を提出した場合に限る。なお、書類が省略できる場合であっても、市長が必要と認めた場合は省略した書類の提出を求めることがあります。

7 住民票の写し等の省略について

許可申請の際、「住民票の写し等の省略について」（様式22）と既に有している産業廃棄物関係の許可証（収集運搬業、処分業、施設設置等）の写し（要原本証明）を提出することにより、住民票の写し、後見等登記事項証明書等の添付を省略できる場合があります。

なお、提出できる許可証は、当該許可の日から起算して5年を経過しないものであって、当該許可証に「規則第9条第の2第6項の規定による許可証の提出の有無」の項が「無」とされているものに限ります。

また、更新許可申請又は変更許可申請の場合は、今回更新（変更）する元の許可証の提出による省略はできません。

8 石綿含有産業廃棄物

平成18年10月1日以前から石綿含有産業廃棄物を扱っている場合等で、交付済みの許可証にその旨が記載されていない場合は、「産業廃棄物処理業の事業の範囲に関する申出書」（様式26）を提出してください。なお、詳しい内容については、長野市ホームページ「石綿含有産業廃棄物の取扱いについて」をご覧ください。

9 優良産業廃棄物処理業者認定制度について

更新許可申請に際し、併せて「優良産業廃棄物処理業者認定制度」の適合性認定申請を行い、優良認定を受けた場合、一部の書類の添付を省略することができます。また、更新許可の有効期間が7年となります。当該制度について詳しくは、長野市ホームページを参照してください。

10 特定欠格要件該当の届出について

（特別管理）産業廃棄物収集運搬業、（特別管理）産業廃棄物処分業又は産業廃棄物処理施設の許可を受けている者が、欠格要件に該当した場合は、「（特別管理）産業廃棄物処理業者に係る欠格要件届出書」（様式27）を、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に提出してください。

11 廃棄物の処理施設において処理を行った廃棄物に係る記録及び閲覧

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例により、積替保管施設を設置する者は、表4の事項について記録し、その記録を3年間備え置く必要があります。なお、これらの記録の閲覧は、関係住民、排出事業者又は工事発注者（工事発注事業者も含む。）からの求めがあった場合は、正当な理由なしに拒むことはできません。

（記録の様式は手引P.51参照）

(表4) 廃棄物の処理に関する記録簿

記録が必要な場合	記録する事項	備考
産業廃棄物の積替保管を行った場合	積替保管を行った廃棄物の種類及び数量	各月ごとにまとめる
生活環境影響調査に係る事項 (大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水)の測定を行った場合	・測定位置 ・測定年月日 ・測定結果年月日 ・測定結果	

処理施設の点検を行った場合	・点検年月日 ・点検結果	
---------------	-----------------	--

12 その他

- (1) 納付された申請手数料は、返還することはできません。
- (2) 許可（新規、変更、更新）を受けようとする者が、廃棄物処理法上の欠格要件に該当する場合、許可することができませんので、ご注意ください。

申請書の記載例

(様式8) 【省令様式第6号(省令第9条の2関係)】

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和**年**月**日

(宛先) 長野市長 OO OO

申請者

商業・法人登記の登記事項証明書(個人の場合は住民票)の住所、名称(氏名)を正確に記載する。

郵便番号 123-4567

住所 長野県長野市**一丁目2番3号

氏名 OO興業株式会社

代表取締役 長野 一郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 012-345-6789

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	収集運搬(積替保管を含む。)する産業廃棄物 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず類(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず類は、自動車等破碎物を除く。) 収集運搬(積替保管を除く。)する産業廃棄物 木くず、動植物性残さ(植物性残さに限る。)がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
事務所及び事業場の所在地	事務所 長野県長野市**一丁目2番地3号 電話番号 012-345-6789 事業場 長野県長野市大字◇◇456番地 電話番号 098-765-4321
事業の用に供する施設の種類及び数量	普通貨物ダンプ: 3台、普通貨物キャブオーバ: 2台 鋼式オープンドラム: 5個、フレコンバック: 10個
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	所在地: 長野県長野市大字◇◇456番地 面積: 30m ² 産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 保管上限: 20m ³ 高さ: 2m この欄は積替保管を含む場合のみ記入する。
※ 事務処理欄	

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	東京都	1300001234
	新潟県	申請中（令和**年**月**日申請）

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
		住	所

（法人である場合）

(ふりがな) 名 称	住	所
まるまるこうぎょう OO興業株式会社		長野県長野市**一丁目2番3号

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	住	所
			役員欄は、役職名にかかわらず、取締役と同等以上の支配力を有する者について、住民票の写しのとおりに記載する。

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	住	所
なかの いちろう 長野 一郎	S22. 2. 22	長野県長野市**一丁目2番3号	
	代表取締役	同上	
まつもと けんじ 松本 健二	S54. 3. 21	長野県松本市**9番地8	
	取締役	長野県長野市**二丁目3番4号	
うえだ はなこ 上田 花子	S24. 6. 8	長野県長野市**一丁目2番3号	
	取締役	長野県上田市**五丁目5番5号	
いいだ みつお 飯田 三男	S12. 12. 12	長野県飯田市**1234番地56	
	監査役	長野県長野市**三丁目4番5号	
さく たろう 佐久 太郎	T10. 9. 8	長野県佐久市**12番地の3	
	相談役	同上	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	10,000 株		出資の額	20,000 万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍（地番まで記載すること）	
		割合	住 所	
なかの いちろう 長野 一郎	S22. 2. 22	5,000株 50%	長野県長野市**一丁目2番3号 同上	
うえだ はなこ 上田 花子	S24. 6. 8	2,000株 20%	長野県長野市**一丁目2番3号 長野県上田市**五丁目5番5号	
さく たろう 佐久 太郎	T10. 9. 8	2,000株 20%	長野県佐久市**12番地の3 同上	
まるばつさんぎょう 有限会社〇×産業		1,000株 10%	長野県長野市**九丁目8番7号	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	住 所
なかの じろう 長野 次郎	S50. 1. 1 松本支店長	長野県長野市**一丁目2番3号 長野県松本市**4番地5
支店等の代表者について、住民票の写しのとおりに記載する。		

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

- ・長野市内の家屋解体工事で排出される、家屋解体くず(木くず、がれき類)を解体業者から請負、長野市内の処分業者へ、運搬する。
- ・家電製造工場から排出される、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず類を、長野市内の処分業者へ運搬する。
- ・石綿含有産業廃棄物を含むがれき類、動植物性残さは、最終処分場に直接運搬する。

排出元(業種)、運搬先、収集運搬する産業廃棄物(具体的に)、石綿含有産業廃棄物の有無と石綿含有産業廃棄物の種類を記載する。

2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量(t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1	木くず	10t	固形状	〇〇建設〇〇工事現場 長野市〇〇△△番地	積替保管を除く	△△株) △△センター 中間処理施設(焼却) 長野市〇〇△△番地
2	廃プラスチック類	20t	15cm以上	△△電機〇〇工場 長野市〇〇△△番地	長野市大字◇◇456番地	□□産業 □□処分場 中間処理施設(破碎) 長野市〇〇△△番地
3	金属くず	50t	固形状	"	"	"
4	ガラスくず類	10t	"	"	"	"
5	がれき類	10t	"	〇〇建設〇〇工事現場 長野市〇〇△△番地	積替保管を除く	△△株) △△センター 中間処理施設(破碎) 長野市〇〇△△番地
6	がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	10t	"	"	"	〇〇株) □□処分場 最終処分場(安定型) 〇〇市〇〇△△番地
7	動植物性残さ	1t	"	◇◇食品株 長野市〇〇△△番地	"	◇◇株) 最終処分(管理型) △△市〇〇△△番地
8						
9				・変更許可申請の場合は、変更後に取り扱う全産業廃棄物について記載する。 ・汚泥については、「有機性」・「無機性」及び「含水率」を性状欄に記入する。 ・廃酸、廃アルカリについては、pHを記入する。		
10						

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(様式14-2) 【省令様式第6号の2 (省令第9条の2関係)】

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	ダンプ	長野** あ 1234	9.5 t	(所有者) ○○興業株式会社	新規
2	ダンプ	長野** あ 2345	9.5 t	(所有者) ○○興業株式会社	新規
3	ダンプ	長野** あ 3456	9.5 t	(所有者) ○○興業株式会社	新規
4	キャブオーバ	長野** か 9876	3.85 t	(所有者) ○○リース株式会社 (使用者) ○○興業株式会社	新規
5	キャブオーバ	長野** か 8765	3.85 t	長野 一郎	新規
6					
7		変更届に添付する場合は、変更前・変更後の全車両を記載し、「備考」欄へ状況(新規・継続・廃止)を記載する。			
8					
9					
10					
事務所の所在地	長野県長野市**一丁目2番地3号				
駐車場の所在地	長野県長野市大字△△△456番地 ※付近の見取図を添付すること。				

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
鋼製オープンドラム	動植物性残さ	Om ³	
フレコンバック	がれき類(石綿含有廃棄物を含む。)	Om ³	
	• コンテナ、ドラム缶等を記載する。写真を様式17に添付する。 • 積替保管施設の詳細は様式15に記載する。		

(様式14-3) 【省令様式第6号の2 (省令第9条の2関係)】

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

・ 車両毎の用途

使用車両 取扱う産業廃棄物

長野** あ 1234
 長野** あ 2345
 長野** あ 3456 } 木くず
 がれき類

・ 収集運搬業務を行う時間

午前8時30分～午後5時

休業日

土日曜、祝祭日

従業員数の内訳

令和**年**月 **日現在

令和7年7月7日現在							
申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用者	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	1人	人	2人	5人	人	人	13人

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ 飛散・流出防止のため、荷台に防水シートを掛け、運搬容器はロープ等で固定する。
- ・ 個々の産業廃棄物の特性に合わせた取り扱い方法を、運転者に周知徹底し、実践する。
- ・ 車両及び容器は、必要に応じて、洗車・清掃を行ない清潔にしておく。
- ・ 特に石綿含有産業廃棄物の取扱いについては、次の点を徹底する。
 - ・ 飛散防止のため、原則として破碎又は切断しない。運搬のためやむを得ず破碎又は切断する場合は、飛散しないように湿潤化した上で、積込みに必要な最小限にとどめる。
 - ・ 他の廃棄物と混合しないように、仕切りを設ける。
 - ・ 飛散しないように梱包し、又は防水シートで覆う。
 - ・ 帳簿に記載する。

(2) 積替保管施設において講ずる措置

- ・ 事業場の悪臭、騒音、振動に関しては、場内の清掃や遮音壁の設置、建屋外での車両の徐行に努めることで対応する。
- ・ 屋外での積替え保管のため、雨水等により汚水が流出しないように、敷地の床面をコンクリートで舗装し、汚水側溝の方向へ約2%の勾配を設ける。

(3) その他

- ・ エコアクション21の認証を取得し、環境への負荷を低減する取組みを推進する。
- ・ 役員が衛生管理者等の資格を取得、産業廃棄物処理業に関する新規講習会等を受講することにより、産業廃棄物の運搬について知識・意識の向上を図る。
- ・ 社員の法令順守の意識を高め、適切に収集運搬業務が行なえるよう、定期的に社内研修会を開催して資質の向上に努める。

様 式

目 次

(様式8) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書	18
(様式9) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	21
(様式10) 産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書	24
(様式11) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書	25
(様式12) 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	28
(様式13) 特別管理産業廃棄物処理業廃止(変更)届出書	31
(様式14-1～4) 事業計画の概要を記載した書類	32
(様式15) 積替保管施設の概要	36
(様式16) 運搬車両の写真	38
(様式17) 運搬容器等の写真	39
(様式18) 事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法	40
(様式19) 資産に関する調書	41
(様式20) 長期的財務計画書	42
(様式21) 添付書類の省略について	43
(様式22) 住民票の写し等の省略について	44
(様式23) 役員変更に係る新旧対照表	45
(様式24) 株主又は出資者に係る新旧対照表	46
(様式25) 誓約書	47
(様式26) 産業廃棄物処理業の事業の範囲に関する申出書	48
(様式27) (特別管理) 産業廃棄物処理業者に係る欠格要件届出書	49
(様式28) 連絡先等	50
参考様式(条例第46条関係) 廃棄物に関する処理の記録	51
(別紙1) 後見等登記事項証明書について	52
(別紙2) 産業廃棄物処理業者の帳簿の記載について	53

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

(宛先) 長野市長

申請者
郵便番号
住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合は、積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ	
※ 事務処理欄	

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	住	所

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

備 考

- 1 ※欄は記入しないこと。
 - 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
 - 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 長野市長

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物収集運搬業
 産業廃棄物処分業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、
 の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 • 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲 (収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。)	
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事務処理欄	

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	住	所
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
	役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の額	本籍（地番まで記載すること）
		割合	住所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）	
		役職名・呼称	住所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を全て記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理業 廃止届出書
変更

年　月　日

(宛先) 長野市長

届出者
郵便番号
住　所

氏　名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年　月　日付け第　　号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について
廃止　変更　したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)		

変更した事項の内容 (規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代表人、株主及び出資をしている者の変更	
(ふりがな) 名　　称	住　　所

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代表人、役員 (法定代表人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏　名	生年月日	本　　籍 (地番まで記載すること)
	役職名・呼称	住　　所

廃止又は変更の理由

備　考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日 (法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日) 以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先) 長野市長

申請者
郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ	
※ 事務処理欄	

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）	
		役職名・呼称	住	所

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍（地番まで記載すること）	
		役職名・呼称	住	所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の額	本籍（地番まで記載すること）
		割合	住所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）	
		役職名・呼称	住所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 長野市長

申請者
郵便番号
住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、
の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて
特別管理産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物処分業
申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 • 第 号
収集運搬業・処分業の区分	
許可に係る事業の範囲 (収集運搬業にあっては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)	
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	

変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要			
※ 事務処理欄			
申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）	
		住所	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住所	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）	
		住所	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住所	
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）	
		役職名・呼称	
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）	
		役職名・呼称	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数		株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の額	本籍（地番まで記載すること）	
		割合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍（地番まで記載すること）	
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、変更のあった者を全て記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(様式13) 【省令様式第17号 (省令第10条の23関係)】

特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 处 理 業 廃 止 届 出 書
変 更

年 月 日

(宛先) 長野市長

届出者
郵便番号
住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日 付け第 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容 (規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。)		

変更した事項の内容 (規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項に関するもの)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 (地番まで記載すること) 住 所

廃止又は変更の理由		
備 考	<p>1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。</p> <p>2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。</p>	

(様式14-1) 【省令様式第6号の2 (省令第9条の2関係)】

事業計画の概要						
1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）						
2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等						
	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量(t/月又はm ³ /月)	性 状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

8						
9						
10						
備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。						

(様式14-2) 【省令様式第6号の2 (省令第9条の2関係)】

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		

(様式14-3) 【省令様式第6号の2 (省令第9条の2関係)】

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用者	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

(様式14-4) 【省令様式第6号の2 (省令第9条の2関係)】

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

積替保管施設の概要

積替保管施設	設置場所	保管面積	m^2	(積替面積)	m^2
		面積(m^2)	保管量の上限(t 又は m^3)	積上げる高さの上限(m)	
	積替又は保管方法				
	囲い及び表示の方法				
	飛散防止設備				
構造及び設備の概要	流出防止設備				
	地下浸透防止設備				
	悪臭の発散防止設備				
	ねずみ害虫防止設備				
	保管日数(保管を伴う場合)				
	その他の防災等の設備				

(様式 15-2)

積替保管施設の保管量

(様式16) 【省令様式第6号の2（省令第9条の2関係）】

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号					
前面写真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。				
側面写真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p>				
	<table border="1"><tr><td>撮影</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr></table>	撮影	年	月	日
撮影	年	月	日		

(様式17) 【省令様式第6号の2(省令第9条の2関係)】

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

(様式18) 【省令様式第6号の2 (省令第9条の2関係)】

(様式19) 【省令様式第6号の2(省令第9条の2関係)】

資産に関する調書(個人用)			
年 月 日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負債 計			

(様式20)

長 期 的 財 務 計 画 書

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

1 ①・繰越損失金額 円 (年 月 日現在)

(次期への繰越損失がある場合又は債務超過の場合)

②・経常損失金額 円 (年 月 日現在)

(3年間の平均経常損益が赤字、かつ直前の経常損益が赤字の場合)

2 ①・繰越損失金 が発生した理由
②・経常損失金

3 今後の事業改善計画

4 今後の収支計画 (単位：)

	第 期 (~)	第 期 (~)	第 期 (~)
売 上 高			
売 上 原 価			
売 上 総 利 益			
販売費及び一般管理費			
営 業 利 益			
営 業 外 利 益			
営 業 外 費 用			
経 常 利 益			
特 別 利 益			
特 別 損 失			
税引前当期利益			
繰越損失金額			

※ 繰越損失又は経常損失が解消する時期まで記載すること。

添付書類の省略について

申請者

住所

氏名

連絡先（電話）

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（変更・更新）許可にあたって、下記の○を付した添付書類については、

- 年 月 日付けで提出した、
(特別管理)産業廃棄物収集運搬業（新規・変更・更新）許可申請書
- 年 月 日付けで提出した、(特別管理)産業廃棄物処理業変更届

の内容と変更がありませんので添付いたしません。

記

1 本社、事業所等の所在を示す略図

2 事業の用に供する施設（積替え又は保管場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図

（1）運搬車両の駐車場

（2）積替保管施設

3 申請者が 2 に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

4 収集運搬施設の概要

住民票等の省略について

申請者

住所

氏名

連絡先(電話)

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

今回の許可申請にあたり (市・県名) で、 年 月 日付け許可された、
別添の許可証の提出により、下記の者の住民票等の添付を省略します。

記

役職名 (株主)	氏名 (会社名)	役員等就任日

注意事項

- 提出できる許可証は、平成12年10月1日以降の許可で5年以内のもの、「省令第9条の2第6項(第10条の4第5項、第10条の12第2項、第10条の16第2項、第11条第8項)の規定による許可証の提出の有無　専・無」の記載があるものだけです。
- 提示した許可証の許可申請時以降に就任した役員、株主の分は省略できません。
- 更新許可申請をする場合は、更新元の許可証では省略できません。
- 許可証のコピーを添付し、原本証明をしてください。

役員変更に係る新旧対照表

(注) 新任者及び退任者については、その旨を氏名欄に記載してください。

新旧とともに全ての役員等を記載してください。

(様式24)

株主又は出資者に係る新旧対照表

新株主又は新出資者		旧株主又は旧出資者	
保有する株式の数 又は出資の金額	役員名・呼称	保有する株式の数 又は出資の金額	役員名・呼称
割合	氏名	割合	氏名
株 円	新株主 継続		株 円
%		%	継続
株 円	新株主 継続		株 円
%		%	継続
株 円	新株主 継続		株 円
%		%	継続
株 円	新株主 継続		株 円
%		%	継続
株 円	新株主 継続		株 円
%		%	継続
株 円	新株主 継続		株 円
%		%	継続
株 円	新株主 継続		株 円
%		%	継続
株 円	新株主 継続		株 円
%		%	継続
株 円	新株主 継続		株 円
%		%	継続

(注) 新株主等及び旧株主等については、その旨を氏名欄に記載してください。

新旧ともに5%以上の株主等を全て記載してください。

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(宛先) 長野市長

申請者

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物処理業の事業の範囲に関する申出書

年 月 日

(宛先) 長野市長

申出者

住所

氏名

連絡先 (電話)

[法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

年 月 日付け第

号で許可を受けた産業廃棄物収集運搬業に係る事業の範囲

について、下記のとおり申し出ます。

記

1 石綿含有産業廃棄物を取り扱う産業廃棄物の種類は、以下のとおりです。

ア がれき類

イ 廃プラスチック類

ウ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

2 石綿含有産業廃棄物は取り扱いません。

(注) 1 石綿含有産業廃棄物の取り扱いの有無について 1、2 いずれか該当する番号を○で囲み、1を選択した場合は、取り扱う産業廃棄物の種類の該当する番号 (ア~ウ) を○で囲んでください。

2 石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合は、積卸し先の収集運搬業許可の写しを添付してください。

(特別管理) 産業廃棄物処理業欠格要件該当届出書

年 月 日

(宛先) 長野市長

住所

氏名

連絡先 (電話)

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

産業廃棄物処理業に係る以下の事項について、欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項の規定により届け出ます。

許可の内容	許可日及び番号	年 月 日付け 第 号
	処理施設設置場所*	
	処理施設種類*	
欠格事項の内容	該当する欠格要件	法第14条第5項第2号()
	該当するに至った日	
	該当理由	

備考

- 欠格要件とは、法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号チに係るものを除く。)又は法第14条第5項第2号ハからホまで(法第7条第5項第4号チ又は第14条第5項第2号ロに係るものを除く。)をいう。
- この届出書は、欠格要件に該当することとなった日から2週間以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。
- *印の事項は該当する場合のみ記入すること。

連絡先等

1 申請者(本社)の住所、氏名(名称)

住所	郵便番号() 電話番号
ふりがな	
氏名 (名称)	

2 長野支店又は長野営業所の住所、氏名(名称)

住所	郵便番号() 電話番号
ふりがな	
氏名 (名称)	

3 申請書(届出書)についての問合せ先

(1) 担当者の問合せ先

ふりがな		
所属部署		
ふりがな		
担当者氏名		
連絡方法	電話番号	
	FAX番号	

(2) 行政書士等の代理人

ふりがな		
受託者機関		
ふりがな		
受託者		
住所		
連絡方法	電話番号	
	FAX番号	

注) ア 実際に申請書を作成した担当者名を記入してください。

イ 書類の作成を委託した場合は、直接の担当者名と行政書士等の両方に記載してください。

ウ 電話番号等は、担当者へ直接連絡できる番号を記入してください。

(条例第 46 条關係)

廃棄物の処理に関する記録

事 業 所 名

記録に係る年月 年 月

収集運搬業の積替保管施設にあっては、「処理量」欄は積替保管の総量を記入すること。

後見等登記事項証明書について

(後見等) 登記事項証明書は、欠格要件のうち、成年被後見人又は被保佐人に該当していないかどうかを審査するために必要になる書類です。

以下により、交付を受けて添付してください。

1 交付申請する書類

成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書

2 申請手続

(1) 窓口申請の場合

全国の法務局（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡・高松）及び地方法務局の本局戸籍課窓口で取り扱っています。

※ 長野県内では、下記の窓口でのみ取り扱っています。

〒380-0846 長野市大字長野旭町1108
長野地方法務局 戸籍課
TEL 026-235-6629

(2) 郵送申請の場合

ア 東京法務局のみの取り扱いとなっていますので、下記へ申請してください。

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎（4階）
東京法務局 民事行政部 後見登録課
TEL 03-5213-1360（ダイヤルイン）

イ 申請書の様式は、東京法務局（後見登録課）のほか、最寄りの法務局・地方法務局及びその支局、法務省ホームページ等でも入手できます。

ウ 申請書に、1通につき300円の収入印紙（手数料）を貼付し、返信用封筒（あて名を明記の上、返信用切手を貼付したもの）を同封し、送付してください。

3 御不明な点は、東京法務局（後見登録課）又は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

産業廃棄物処理業者の帳簿について

- 産業廃棄物の処理を受託した収集運搬業者及び処分業者は、受託した産業廃棄物に関する帳簿を作成する義務があります。
- 帳簿は事業場ごとに備え、産業廃棄物の種類ごとに下記の項目について記載する必要があります。
- 帳簿の記載期限は次のとおりです。
 - ・ A②及びC②については、マニフェストが交付又は回付された日から10日以内
 - ・ B③及びD③～⑤については、マニフェストに係る産業廃棄物の引き渡しまで
 - ・ その他の項目については、前月中の事項を当月末まで
- 帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければなりません。

収集運搬業者の記載項目	⇒	A
中間処理業者の記載項目 (収集運搬業者及び処分業者に委託する場合)	⇒	B、C、D
中間処理業者の記載項目 (処分業者のみに委託する場合)	⇒	C、D
最終処分業者の記載項目	⇒	C

A 収集又は運搬について

- ① 運搬年月日
- ② 交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称・交付年月日・交付番号
- ③ 受入先ごとの受入量
- ④ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- ⑤ 積替又は保管場所ごとの搬出量（積替保管を行う場合に限る。）

B 収集運搬の委託について

- ① 委託年月日
- ② 受託者の氏名又は名称・住所・許可番号
- ③ 交付したマニフェストごとの交付年月日・交付番号
- ④ 運搬先ごとの運搬量

C 処分について

- ① 受入又は処分年月日
- ② 交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称・交付年月日・交付番号
- ③ 受入先ごとの受入量
- ④ 処分方法ごとの処分量
- ⑤ 処分後（埋立処分を除く。）の廃棄物の持ち出し先ごとの持出量

D 処分の委託について

- ① 委託年月日
- ② 受託者の氏名又は名称・住所・許可番号
- ③ 交付したマニフェストごとの交付年月日・交付番号
- ④ 交付した二次マニフェストごとの一次マニフェストの交付者氏名又は名称・交付年月日・交付番号
- ⑤ 受託者ごとの委託の内容・委託量